



弁護士深草徹の「ここがポイント」

衆議院の解散権

深草 徹



今回の参議院選挙は、衆議院解散・衆参同日選挙となるのではないかと取り沙汰されていましたが、結局、安倍首相は、解散を断念、衆参同日選挙はなくなりました。

ところで、憲法第7条第3号に、天皇の国事行為の一つとして、「衆議院を解散すること」が掲げられています。

天皇の国事行為とは、国家の形式的、儀礼的行為です。また、天皇は国政に関する権能を有しないとされています（第4条第1項）。ですから、天皇に真実の解散決定権があるわけではありません。ありていにいえば、「名ばかり解散」です。

内閣は、この「名ばかり解散」について、「助言と承認」をすることになっています（第3条、第7条）。ところが、このことを根拠として、内閣の代表者である内閣総理大臣が、真実の衆議院解散権を持っているのだ、という憲法解釈がまかり通っています。これは妙な解釈です。

憲法第69条には、衆議院で不信任案が可決された場合又は信任案が否決された場合、内閣は衆議院が十日以内に解散されない限り、総辞職しなければならない、と定められています。解散がされる場合は、憲法上、これ以外には規定されていません。そうすると、この場合以外には解散は認められない、と考えるのがまっとうな解釈ではないでしょうか。

(九条の会.ひがしなだ代表世話人、深草憲法問題研究室主宰)

若者向け「主権者講座」開始 「18歳選挙権」見すえ、自主的に

「18歳選挙権」の実施に向けて、「主権者としての基礎講座」が自主的に始まり、注目されています。



神戸新聞(右)と朝日新聞

若者に、選挙や憲法について考えてもらおうと、子どもの権利条約を進める神戸の会や若手弁護士、教職員などの団体でつくる「主権者教育プロジェクト」が主催するもので、次回は7月31日(日)午後1時から。テーマは「模擬投票の結果、『憲法』の役割」。中・高・大学生を対象とし、無料。「子どもは、生まれたときから主権者」を基本方針に、会場は、元町の私学会館に固定して、全5回の予定で実施中です。

今秋以降の日程と内容は、▽10月30日＝憲法を知ると、暮らしが見える▽12月18日＝戦争の学び方？憲法を知って主権者になろう！▽1月29日＝「子どもの権利条約」って？

問い合わせは090・5253・7312(池見さん)まで。

7月3日に「緊急事態条項」学習会 災害対策のフロを招いて

安倍政権は、違憲状態にある「安民法制」（いわゆる戦争法）を、改憲によって合法化しようと、7月の参議院選挙で補完勢力も含めて、改憲に必要な3分の2以上の議席獲得を狙っています。

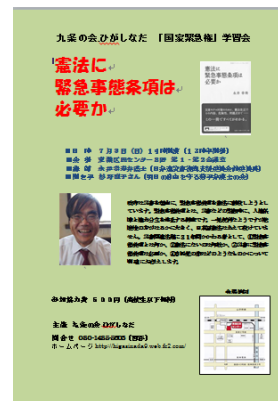
その中で急浮上してきたのが、「緊急事態条項」の憲法への創設。

災害対策をダシにして、「改憲慣れ」させる“お試し改憲”の目玉とされています。今回は、その狙いと「ナチス・ヒットラーよりも怖い」とされる、危険な本質、独裁への道を浮き彫りにします。

自民党改憲草案のポイントは、①緊急事態の認定・宣言を内閣に委ね、国会は事後審査だけ②継続期間100日は何回でも延長でき、長期化が可能③対象事項に限定がなく、内閣独裁を招く④人権侵害の歯止めはないーなど。あえて参院選真っ最中の

7月3日（日）午後2時から、東灘区民センター

で開催し災害対策のプロ・永井幸寿弁護士と、明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）の杉野直子弁護士との“掛け合い”で学びます。



メッセージ付きカンパ

「いつもいつも、貴会から沢山のお知らせを頂き、恐縮致しております。充分な事は出来ませんが、心ばかりのカンパを同封致します。どうかご笑納下さい」というメッセージ付きのカンパが、中央区の東田栄治さんから到着。物心両面の激励に応えて、戦争法廃止へ前進あるのみ。

平和随想

「若さの秘訣」

夙川さくらこと川元志穂

初めまして。
私は「タイムワープ能力」をもつ弁護士の夙川さくらです。
（これは、あすわか兵庫劇団の劇の中での役柄でして、本名は、川元志穂と申します）
劇の中で、私は、何年たっても若さを保っているのですが、今回は、その「若さの秘訣」をお伝えします。
「いつでも、たとえ何があっても、心の声に従って、自由に生きること、そして、そのことをみんなに保障してくれている憲法を守るため、声をあげる勇気をもつこと」——これが私の若さの秘訣なんです！！
外側のしがらみを取っ払って、心の声に従ったとき、内側からのエネルギーとつながって、若さが保てます。そして、生きる意味を感じられます。憲法のありがたさが身にしみて、声を上げる勇気が湧いてきます。戦争なんて、関わる気にもなりません。
皆さんも、ぜひ、試してみてくださいね。

（明日の自由を守る若手弁護士の会）

司法修習生「7月集会」にご参加を！ 立憲民主主義、貧困など多様に

喜久山 大貴

司法修習生は、弁護士、検察官、裁判官などの法曹になる前の研修中の立場です。その司法修習生が主催する「7月集会」は、その時代の社会問題について考えを深め、将来の法曹としての関わり方を模索しつつ、各方面へのネットワークを構築することを目的に40年以上に渡って開催されてきたシンポジウムです。

第69期7月集会では、以下のテーマを取り上げます。

企画1日目（7月17日）@京都教育文化センター



では、過労死問題、立憲民主主義、子どもの貧困、更生保護、日本と原発、ブラックバイト、ヘイトスピーチ、薬害問題。

企画2日目（7月18日）@京都商工会議所では、「あるべき刑事司法とはなにか」です。

「学びながら問う、問いながら学ぶ」ーこのキャッチコピーには、終わりのない学びの中で世に向けてメッセージを発信していくことや、他者との対話を通じて新たな学びへと繋げることを大事にしよう、という気持ちを込めています。

ぜひ、多くの方に会場にお越しいただき、私たちの取り組みを見守っていただきたいと思います。

(第69期司法修習生、7月集会副実行委員長)

わたしのひと言

戦争と人間について考えよう

久家 登志子

戦争文学の金字塔と称される大岡昇平の小説「野火」を、「鉄男」や「六月の蛇」などで国内外に知られる塚本晋也が、監督・主演で映画化しました。

第二次世界大戦末期のフィリピン・レイテ島。島を彷徨う（さまよう）兵士の目を通して、戦争の愚かしさと人間の悲しみ、そして力強さを描いています。

私には、少し怖い部分もあるけど、映像がすばらしい。人間は極限状態になるとこうなるのか！と考えさせられる作品でもあります。

2015年キネマ旬報日本映画ベスト・テン2位に輝いた作品。また2014年の第71回ヴェネチア国際映画祭において、日本から唯一、コンペティション部門に選出されました。

戦後70年を迎えた今こそ、戦争について、人間について考えてみませんか？

(魚崎南町在住)



映画における戦争加害

永田喜嗣



「抗日映画」という言葉を聞くと、拒絶反応を起こしてしまう人が多いようです。なるほど、ここでは日本人が戦争加害者として描かれるわけですから、私たちにとっては「抗日映画」を観ることは、少々気が重いです。

日本にも、多くの戦争映画があります。たとえば、原爆や空襲による非戦闘員の戦争被害を描いた映画です。それはアメリカ軍による日本人への戦争加害であり、私たちにとっては戦争被害です。

視点を変えると「抗日映画」も、これと何ら変わりません。

日本が受けた戦争被害を描いている原爆や空襲の映画と同じように、私たちが敬遠したくなる「抗日映画」は、それを制作するその国が、日本から受けた戦争被害を、単に描いているにすぎないのです。よく言われるように、

何も日本を貶める目的で制作しているのではないのですね。

問題は、私たちが、戦後制作された映画で、加害を自らほとんど描いてこなかったことです。ここは、同じ敗戦国であるドイツとは、著しく違っている点です。今、私たちに求められていることは何か？

それは、他国が制作した（その国にとっての戦争被害）映画で、私たちが行った戦争加害の歴史を、直視していくことではないでしょうか。和解と平和への道を開くためにも・・・

(映画社会学・抗日映画研究家)

催し案内

神戸空襲写真展

日時：8月3日（水）～9日（火）
6日（土）、7日（日）は14:00～
戦争体験者のお話を聞く会
会場：神戸シルバーカレッジふれあいホール
（北区「しあわせの村」内）
主催：神戸空襲を記録する会など5団体
問合せ：☎078(799)7939（中田さん）

8. 15 平和のつどい

日時：8月15日（月）13：30～
会場：妙法華院（高速神戸線「新開地」下車西へ2分）
講演：「災害をダシにして、憲法を変えてはならない」
講師：永井幸寿弁護士
主催：兵庫の「語りつごう戦争」展の会
問合せ：078(575)2608（妙法華院）

カンパの郵便振替口座

口座記号 00900-6
番号 0217129
名義 九条の会. ひがしなだ



★「ナチスより怖い」とされる「緊急事態条項」ですが、自公政権は争点隠しで参院選を乗り切り、多数を得たら牙をむく。ナチスに学んだ手口は“進化”して、もっとナチスより怖い！危険な本質を早く、広く有権者に！「時間との勝負」になっています。（T）

★戦後日本の分岐点になる参院選挙。安倍政権とその補完勢力に「憲法改正」を許す多数を与えてはならないと思います。（N）

編集後記